第明治三十二種郵便物認可　三十五年三月三日

入札公告の取消

令和４年10月３日

国立大学法人秋田大学長　山本　文雄

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　05

○第１号

令和４年７月26日付（号外政府調達第137号39ページ）掲載の入札公告第11号「脳神経外科手術支援ナビゲーションシステム　一式」を取り消します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）、「技術提案簡易評価型」、「難工事指定の試行工事」、「建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない工事」である。

また、本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

令和４年10月３日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長　**廣**瀬　昌由

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　総務省第二庁舎㉒機械設備改修工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　東京都新宿区若松町95―１

⑷　工事内容

敷地面積　24,140㎡

１．建物

１）第二庁舎

構造　鉄骨鉄筋コンクリート造　地上８階地下２階　塔屋２階

建築面積　約4,900㎡

延べ面積　約34,800㎡

用途　庁舎

工事内容　空気調和設備、換気設備、排煙設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備、撤去工事

⑸　工期　契約締結の翌日から令和８年１月30日まで。

⑹　使用する主要な資機材　ユニット形空気調和機　約１台、直膨形空気調和機　約３台、マルチパッケージ形空気調和機　屋外機約６台　屋内機約12台、ダクト及び配管の免震装置　約60組

⑺　本工事は、入札時に技術提案［ＶＥ提案］を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」及び「賃上げの実施に関する評価」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する［総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻　本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

詳細は、入札説明書による。

⑼　本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書別表―１による。

①　「ワンデーレスポンス」実施工事

②　完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事

③　建設リサイクル法対象工事

④　現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者の兼務を認めない試行工事

⑤　難工事指定工事

⑥　技術提案簡易評価型

⑦　ＣＣＵＳ活用推奨モデル営繕工事

⑧　週休２日促進工事（発注者指定方式）

⑽　本工事は、工事成績相互利用登録機関が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」（以下「工事成績相互利用対象工事」という。）の工事成績評定点を競争参加資格とする工事である。詳細は入札説明書による。

⑾　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。

⑿　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成19年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記㋐又は㋑のいずれかの要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）

なお、同種工事の施工実績は建築物における施工実績に限る。また、建築一式工事における施工実績は認めない。

㋐　配管の免震継手又はダクトの免震継手の更新もしくは新設

㋑　空気調和設備（機器及び配管の施工を含むものに限る。）の更新又は新設する工事で、建築物の延べ面積が6,000㎡以上であるもの。（建築物１棟における延べ面積とする。）

ただし、申請できる同種工事の施工実績は１件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記㋐又は㋑のいずれかの施工実績を有し、他の構成員は、下記㋒又は㋓のいずれかの要件を満たす施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）

なお、同種工事の施工実績は建築物における施工実績に限る。また、建築一式工事における施工実績は認めない。

㋒　配管の免震継手又はダクトの免震継手の更新もしくは新設

㋓　空気調和設備（機器及び配管の施工を含むものに限る。）の更新又は新設する工事で、建築物の延べ面積が2,000㎡以上であるもの。（建築物１棟における延べ面積とする。）

ただし、申請できる施工実績は１件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。

上記㋐、㋑、㋒、㋓の実績が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑹　工事全般の施工計画が適正であること。